

国際日本文化研究センター組織運営規則

〔平成16（2004）年4月 8日 制 定〕
〔令和 8（2026）年8月17日 最終改正〕

（目的）

第1条 この規則は、人間文化研究機構組織規程（以下「規程」という。）第23条の規定に基づき、人間文化研究機構（以下「機構」という。）が設置する国際日本文化研究センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

（副所長）

第2条 規程第23条第1項の副所長は、所内担当及び所外担当として各1名ずつ置くものとし、所長が指名する教授をもって充てる。

2 副所長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、指名する所長の任期の終期を超えることはできない。

3 補欠の副所長の任期は、前任者の残任期間とする。

4 所長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ所長が指名する副所長がその職務を代理し、又はその職務を行う。

（管理部）

第3条 規程第23条第2項第1号の管理部においては、総務、財務、検収及び内部監査に関する事務を処理する。

2 管理部にその所掌事務を分掌させるため、総務課、財務課、検収室及び内部監査室を置く。

3 管理部及び課に、それぞれ部長及び課長を置き、事務職員をもって充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

5 課長は、課の事務を処理する。

6 管理部に置かれる課及び室の所掌事務は別に定める。

（研究部）

第4条 規程第23条第2項第2号の研究部においては、日本文化に関する国際的及び学際的な総合研究並びに世界の日本研究者に対する研究協力を行う。

2 研究部に、研究調整主幹2名を置き、所長が指名する教授をもって充てる。

3 研究調整主幹は、所長の命を受け、研究並びに研究協力に関し、総括し、及び調整する。

4 研究調整主幹の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、指名する所長の任期の終期を超えることはできない。

5 補欠の研究調整主幹の任期は、前任者の残任期間とする。

（国際研究推進部）

第5条 規程第23条第2項第3号の国際研究推進部においては、国際交流及び研究協力に関する事務を処理する。

- 2 国際研究推進部に部長を置き、所長が指名する教授をもって充てる。
- 3 国際研究推進部長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、指名する所長の任期の終期を超えることはできない。
- 4 補欠の国際研究推進部長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 国際研究推進部長は、所長の命を受け、国際交流及び研究協力に関し、総括し、及び調整する。
- 6 国際研究推進部に、その所掌事務を分掌させるため、研究協力課を置く。
- 7 課に課長を置き、事務職員をもって充てる。
- 8 課長は、課の事務を処理する。
- 9 研究協力課の所掌事務は別に定める。

(情報管理施設)

第6条 規程第23条第3項の情報管理施設に長を置き、所長が指名する教授をもって充てる。

- 2 情報管理施設長は、情報管理施設の事務を掌理する。
- 3 情報管理施設長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、指名する所長の任期の終期を超えることはできない。
- 4 補欠の情報管理施設長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 情報管理施設に、その所掌事務を分掌させるため、情報管理課を置く。
- 6 課に課長を置き、事務職員又は技術職員をもって充てる。
- 7 課長は、課の事務を処理する。
- 8 情報管理施設に置かれる課の所掌事務は別に定める。

(国際研究企画室)

第7条 規程第23条第4項の国際研究企画室に室長を置き、所長が指名する教授又は准教授をもって充てる。

- 2 国際研究企画室長は、国際研究企画室の企画及び連絡調整に係る事務を掌理する。
- 3 国際研究企画室長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、指名する所長の任期の終期を超えることはできない。
- 4 補欠の国際研究企画室長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 この規則に定めるほか、国際研究企画室に関する必要な事項は別に定める。

(総合情報発信室)

第8条 規程第23条第5項の総合情報発信室に室長を置き、所長が指名する教授又は准教授をもって充てる。

- 2 総合情報発信室長は、総合情報発信室の企画及び連絡調整に係る事務を掌理する。
- 3 総合情報発信室長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、指名する所長の任期の終期を超えることはできない。
- 4 補欠の総合情報発信室長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 この規則に定めるほか、総合情報発信室に関する必要な事項は別に定める。

(インスティテューショナル・リサーチ室)

第9条 規程23条第6項のインスティテューショナル・リサーチ室（以下「IR室」という。）に室長を置き、所長が指名する教授又は准教授をもって充てる。

2 IR室長はIR室における情報収集及び分析に係る事務を掌理する。

3 IR室長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、指名する所長の任期の終期を超えることはできない。

4 補欠のIR室長の任期は、前任者の残任期間とする。

5 この規則に定めるほか、IR室に関する必要な事項は別に定める。

(各部並びに情報管理施設、国際研究企画室、総合情報発信室及びIR室の連携)

第10条 各部並びに情報管理施設、国際研究企画室、総合情報発信室及びIR室においては、センターの目的を効果的に達成するため、相互に緊密に連携し、所務の一体的な処理に当たるものとする。

(顧問)

第11条 センターに、所長の求めに応じて、センターの運営に関する事項について助言を得るために顧問を置くことができる。

2 顧問に関して必要な事項は、別に定める。

(センター会議)

第12条 センターに、所長の求めに応じ、センターの管理運営に関する重要事項を協議し、もってセンターの円滑な運営を図るため、センター会議を置く。

(国際研究推進部会議)

第13条 センターに、所長の求めに応じ、国際研究推進部の運営に関する重要事項を協議し、もって国際研究推進部の円滑な運営を図るため、国際研究推進部会議を置く。

(委員会)

第14条 センターに、所長の求めに応じ、センターの業務に関して必要な事項を専門的に審議し、又は実施に当たるため、別表に掲げる委員会を置く。

2 前項に定める委員会は、所長の求めに応じ、審議の経過についてセンター会議に報告し、又は他の委員会と連絡調整を図るものとする。

3 前項に基づきセンター会議に報告のあった事項についての承認又は決定は、センター会議において行うものとする。

(評価委員会)

第15条 センターに、所長の求めに応じ、センターの点検・評価の方針について審議し、又は実施にあたるため、評価委員会を置く。

(その他の委員会等)

第16条 センターに、所長の求めに応じ、センターにおける同和対策等の人権問題に関する重要事項を審議するため、人権委員会を置く。

2 この規則に定めるもののほか、必要に応じ、臨時の委員会等を置くことができる。

(その他)

第17条 第12条に定めるセンター会議及び第13条から第16条に定める会議・委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月8日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成17年1月20日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成18年7月20日から施行し、平成17年6月23日から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の第5条の規定については、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成18年12月7日から施行し、平成18年11月16日から適用する。

附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 国際日本文化研究センター文化資料研究企画室長の任期に関する申合せ（平成11年3月18日旧運営会議承認）は廃止する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年6月30日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元（2019）年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和2（2020）年4月1日から施行する。
- 2 国際日本文化研究センター情報セキュリティ委員会規則（平成16年1月22日センター会議制定）は廃止する。

附 則

この規則は、令和 4（2022）年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4（2022）年 1 2 月 9 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 6（2024）年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 7（2025）年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 8（2026）年 8 月 1 7 日から施行する。

別表（第14条関係）

名 称	目 的
共同研究委員会	センターの共同研究の企画及び各共同研究間の連絡・調整を行うこと並びにその他センターで行う研究活動に関する事項を審議すること。
研究資料委員会	センターが収集する文献、地図、映像音響等の資料の整備及び電子化に関する事項を審議すること。
情報システム・情報セキュリティ委員会	センターの情報システム及び情報セキュリティに関する事項を審議すること。
財務・施設利用委員会	センターの財務及び施設整備等に関する事項を審議すること。
危機管理委員会	センターの危機管理体制、危機管理に関して必要な事項を審議すること。